

## 英国における弁護士継続研修制度

～弁護士研修センター運営委員会 視察報告～

2012年度 弁護士研修センター運営委員会 弁護士継続研修制度英国視察団員

佐藤 勝 (27期) 箕輪 正美 (33期) 石井 藤次郎 (39期)

林原 菜穂子 (46期) 木原 大輔 (57期)

### 1 英国弁護士事情

弁護士研修センター運営委員会では、弁護士の継続研修制度（Continuing Professional Development CPD）のあり方（実施機関、実施内容、研修義務化の可否、継続研修における課題等）を検討するため、不定期に海外の弁護士の研修状況を調査している。昨年度は、2012年9月に委員会の有志メンバーで英国の状況について調査をした。本稿は、その際の視察結果報告書を要約したものである。

はじめに、英国の弁護士制度は、多少の変化がみられるが直接顧客とは接触せず主に法廷での弁論を担当するバリスター（約1万5000人）と、顧客に直接接触し、主に法廷における弁論以外の法律事務を取り扱うソリシター（約12万人）の二元的制度になっている。

CPDの管理は、ソリシターは Solicitors Regulation Authority（SRA ソリシター規制局）、バリスターは Bar Standards Board（BSB バリスター規制委員会）が担当しており、これらの機関は、弁護士会から独立して存在している。

英国でも、かつては日本と同様、弁護士に対する懲戒を含む規制は、弁護士会に相当する機関 Law Society, Bar Council が担ってきたが、内部的な規制では十分でないとの指摘を受け、近年、SRA, BSBに移管され、研修についても両機関が管理することとなった。

このため、今回の調査では、上記両機関担当者から研修への取り組み、規制等について説明を受け、意見の交換を行ったものである。



BSB, Bar Councilのメンバーと視察団員

### 2 ソリシターに対するCPDの状況

#### (1) CPDの義務について

ソリシターは、毎年、SRAから付与される開業許可を更新しなければならない。更新には、CPDを年間16時間以上履修する必要があるが、4時間は、CPD認定コース（SRAが認定した団体によって提供される研修）を受講し、12時間については講義等の聴講でなく、雑誌等の記事の執筆、業務上の研究の実施、後輩の指導を担当することなどとされている。なお、新規登録者には、別途受講すべき項目が定められている。

また、履修管理は、各人の自己申告を原則とし、要請があれば受講記録をSRAに提出することになっている。

#### (2) CPD認定コースの提供者、内容、受講料について

CPDの提供は、SRAは行わず、SRAより提供機関として認定を受けた（登録申請料が必要）Law Society、民間

業者及び法律事務所等が担い、その数は、数百の機関に及ぶ。具体的な講座内容、受講料金も提供機関の特色に応じ様々であるが、法律関係以外では、インタビュースキル、メンタリング、コーチングの講座等に関心が高いようである。

### (3) CPDの課題について

SRAが実施したアンケートによれば、ソリシターの多くは、現在のCPD制度について肯定的であり、年間16時間以上の研修時間を確保している。もっとも、大規模な講義の形で実施される研修は、必ずしも受講成果が高くないとの意見があり実施方法が検討課題とされている。

## 3 バリスターに対するCPDの状況

### (1) CPDの義務化

バリスターのCPDも義務化(年間12時間)されている点、一定時間(年間4時間)はBSBが認定した提供機関による研修を受講し、その他の時間は(年間8時間)、自己の業務と関連する論文の執筆活動等、研修内容を任意に設定することができるようになっている点、履修管理を自己で行うこと等、ソリシターと同様である。

また、新規登録者(登録3年以内)には、弁論技術、倫理、実務研修の3科目が特に設けられている。なお、倫理研修は、新規登録バリスターのみに行われている。これは、倫理は日々の業務の中で当然に身につけているものと考えられているためとのことであり興味深い。

バリスターの中には、CPDの義務化に当初否定的な意見もあったが、研修が業務の質を維持、向上するために必要な制度であることに加え、新たな能力開発につながるものが認識され、現在では義務とされる研修時間を超える受講が一般的となっている。

### (2) CPD認定コースの提供者、内容について

BSBがCPDのコースを提供する機関を認定し(登録申請料が必要)、認定された機関が講座を提供する点もソリシターの場合と同様である。現在、約600の機関が認定を受

けているが、バリスターの専門分野(建築、家庭、犯罪等)毎の集合体であるSpecialist Bar Associationsが質の高い講座を提供しているとして評価が高い一方、民間業者によるものは、玉石混交であると言われている。なお、最近ではオンラインで提供されるコースも増えており、これらの需要も高まっているとのことである。

## 4 視察結果と当会における継続研修制度の今後の展望、課題について

ソリシターとバリスターでCPDの制度や運用において共通する点があり、特に以下の点は、英国のCPDの特徴と指摘できる。

①CPDが義務化されていること

②CPDを法律事務所、民間業者等様々な機関が提供していること

③研修を規律する部門は、研修の具体的な内容には関与せず、研修を提供する機関を認定し、その認定を受けた研修機関が研修の対価を取得するシステムを確立していること

④CPDの履修管理は、各弁護士に任せられており、自主性が尊重されていること

当会においてもCPDの必要性及び有用性は論を待たない。業務の質を維持し、弁護士の新たな能力開発を図るという視点は、今後の弁護士業務の拡大、発展に資する考え方といえるし、他機関による研修の提供はCPDの一層の充実につながる可能性が高い。事務処理的な側面からは、弁護士の自主性を重視した英国の自己申告制度は、履修管理コストの軽減のため、多いに検討に値する。

当会では、近年、研修制度の充実に注力しているが、同制度のさらなる拡充のため、CPDの内容及び運営方法については必要に応じ見直すことが重要である。英国のCPDは示唆に富む内容を有しており、その際の参考となるものである。